

●香川県告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年3月30日から同年4月20日まで一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 坂出港線（19号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
坂出市花町407番2地先から 坂出市花町387番2地先まで	前	22.5~35.3	175	平成18年香川県 告示第105号で 変更した区域の 一部供用及び市 道との管理区分 変更に伴う区域 の追加
	後	25.2~54.3	175	

- 4 供用開始の期日 平成22年3月30日